

平成29年 第14回

仙北市農業委員会総会議事録

平成29年12月20日(水)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成29年12月20日(水)午後3時30分

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター 集会室

3. 出席委員 (17人)

| | | | |
|--------|--------|--------|---------|
| 仮議席1番 | 齋藤 瑠璃子 | 仮議席2番 | 藤村 紀章 |
| 仮議席3番 | 千葉 智永 | 仮議席4番 | 荒木田 浩生 |
| 仮議席5番 | 大石 知 | 仮議席6番 | 佐藤 一也 |
| 仮議席7番 | 青柳 良信 | 仮議席8番 | 高橋 政敏 |
| 仮議席9番 | 小玉 均 | 仮議席10番 | 鈴木 八寿男 |
| 仮議席11番 | 藤村 隆清 | 仮議席12番 | 小田嶋 比左子 |
| 仮議席13番 | 草 薨 良孝 | 仮議席14番 | 佐藤 孝典 |
| 仮議席15番 | 真崎 純孝 | 仮議席16番 | 門脇 博美 |
| 仮議席17番 | 佐藤 和 | | |

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 仙北市長挨拶

第3 委員紹介

第4 臨時議長選任

第5 開議の宣告

第6 仮議席の決定

第7 議事録署名員並びに会議書記氏名

第 8 (案件 1) 会長の互選について

第 9 (案件 2) 会長の職務を代理する者の互選について

第 10 (案件 3) 本議席の決定について

第 11 閉会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 係長 檜 尾 健
主任 門脇 益美 主事 伊藤 大地

7. 書記

主事 伊藤 大地

8. 議事録署名員

仮議席 1 番 齋藤 瑠璃子 仮議席 2 番 藤村 紀章

9. 会議の概要

局長 農業委員会事務局長の浅利と言います。よろしくお願ひ致します。農業委員会に関する法律一部改正後の仙北市農業委員会総会を開催させていただきます。開催に先立ちまして農業委員会に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、仙北市議会の同意を得て、市長が任命することとなっておりますので、これから委員の皆様へ辞令の交付を行います。なお、交付につきましては、着席順での交付となります。

仙北市長 《仙北市長による委員への辞令交付》(15 時 38 分)

浅利局長 本日の総会は、改選後の初の総会となりますので仙北市長による招集となっております。ここで門脇仙北市長よりご挨拶をお願いします。

仙北市長 仙北市の農地統計的には 5,500 ha と言われております。私はこの農地を最大活用し、農業生産を高め、仙北市農業をしっかりと確立していきたいと思っています。平成 28 年 4 月施行になりました農業委員会に関する法律に基づいて、今回皆様に辞令を交付させていただきました。先の議会で承認頂いて、皆様は地方自治法、農業委員会法に基づく行政委員会の一員として、これから大変重い任務にあたって頂くこととなります。農業委員会の使命は農地の最適化利用、そして様々な農地流動についての意見・具申を頂くこととなります。今回の農業委員会の法律改正で最適化推進委員という方々 20 名については、今後新たに会長になられる方からの委嘱がありますが、37 名の総力を結集して、市の取り組みと同じく皆様には最前線で最大努力を講じて頂きたいという思いを抱いています。今まさに平成 30 年度から米の生産目標の配分が国から示されなくなり、農政が大きく動くこととなります。このような時に仙北市はどのような農業を営んでいくか。将来発展できる農業の礎を築くことができるかどうかということは、まさに新農業委員会法で皆様に辞令を差し上げましたが、皆様方 17 名の大きな役割となります。仙北市行政としても新しい農業の在り方というものを模索し続けたいと思っております。皆様と一緒に仙北市の農業を前に進める作業を今日から進めたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。(15 時 41 分)

浅利局長 ありがとうございます。次に日程第 3 委員紹介に移ります。それでは委員のご紹介を致します。

《事務局による新農業委員の紹介》(15 時 42 分)

浅利局長 次に日程第 4、臨時議長選任についてになります。日程第 4 については、仙北市長よりお諮り願ひします。

仙北市長 それでは初総会ですので、私が臨時議長の選出についてお諮り致しますがご異議はございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

仙北市長 異議なしと認めます。臨時議長には地方自治法第107条を準用し、出席委員の中で年長委員であります仮議席17番佐藤和委員を選任致します。よろしく願い申し上げます。

仙北市長 臨時議長は仮議席17番佐藤和委員と決定しました。佐藤委員は議長席へお願い致します。(15時48分)

浅利局長 市長は所要のため、退席致します。(15時48分)

臨時議長 只今臨時議長に選任されました佐藤です。改選後の初総会にあたりまして、暫時の間臨時の議長を務めさせて頂きます。委員各位のご協力を頂きまして無事責任を果たしたいと思っておりますので、格別のご協力をお願い致します。

臨時議長 それでは平成29年第14回仙北市農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は17名、本総会は定足数に達しております。

臨時議長 議事の進行につきましては、仙北市農業委員会会議規則、議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

臨時議長 異議なしと認めます。本日の議事はお手元に配布しております議事日程表に基づき、進めてまいります。

臨時議長 日程第6、仮議席の決定についてを上程します。議事進行上、仮議席を指定します。仮議席については、現在着席されている、年齢の若い順での席でご異議ございませんか

《異議なしの声あり》

臨時議長 異議なしと認めます。仮議席については、現在着席されている年齢の若い順で仮議席とします。

臨時議長 次に、日程第7、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

臨時議長 それでは議事録署名員に仮議席1番齋藤委員、仮議席2番藤村委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

臨時議長 次に日程第8、会長の互選についてを上程します。事務局より説明を求めます。

浅利局長 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長を互選するということになっております。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により会長は委員が互選した者を充てるという規定になっておりますので、よろしく願い申し上げます。

臨時議長 説明が終わりました。それでは互選の方法をお諮り致します。仙北市農業委員会互選規定第3条第1項の規定により単記無記名投票を行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。但し、得票数が同数の場合は籤で決める。また同条第2項の規定により委員の中に異議がない場合は、互選につき指名推薦の方法によることができるとなっております。

浅利局長 暫時休憩を求めます。

臨時議長 暫時休憩とします。(15時53分)

臨時議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(15時54分)

臨時議長 単記無記名投票か指名推薦のどちらがよろしいかお諮りします。

仮5番大石 指名推薦がよいとおもいます。指名推薦で行われるとすれば、以前から

職務代理を経験しております仮議席 1 1 番藤村委員を推挙します。

臨時議長 只今指名推薦の声があり、会長の互選については指名推薦によることとしてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

臨時議長 異議なしと認めます。会長の互選については指名推薦によることに決定します。(15時55分)

臨時議長 只今、仮議席 1 1 番藤村委員が会長候補者として推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

臨時議長 他に指名推薦がないようですので、採決を行います。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき指名されました藤村委員の退席を求めます。

《仮議席 1 1 番藤村委員退室》(15時56分)

臨時議長 それでは会長互選の指名人についてお諮り致します。指名人藤村委員を当選人とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

臨時議長 異議なしと認めます。よって藤村委員を仙北市農業委員会会長の当選人とすることに決定します。(15時26分)

《仮議席 1 1 番藤村委員入室》(15時27分)

臨時議長 只今、藤村委員が着席されましたので、仙北市農業委員会会長に当選したことを告知致します。藤村委員は当選人の承諾及びご挨拶をその場をお願い致します。

仮 11 番藤村 ご承認頂きまして大変ありがとうございます。まだまだ未熟者ではありますが、農地利用の最適化に向けて、この三年間一生懸命がんばっていきたいと思います。よろしくご協力お願い致します。

臨時議長 ありがとうございます。それでは仙北市農業委員会会議規則第 8 条に

より会長が会議の議長になるとありますので、これをもちまして臨時議長を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(15時58分)

議長 会長に選任されましたので、これより議長を務めさせていただきます。議事進行にご協力を賜りますようお願い致します。また私が秋田県農業会議会議員に就任することになりますので、併せてお願い致します。

議長 それでは日程第 9、会長の職務を代理する者の互選についてを上程します。事務局より説明をお願い致します。

浅利局長 日程第 9、会長の職務を代理する者の互選について、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により会長の職務を代理する者を互選することとなっております。農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定により委員が互選した者が職務を代理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。それでは互選の方法についてお諮り致します。仙北市農業委員会互選規定第 4 条第 1 項の規定により、会長の職務を代理する者について第 3 条第 1 項を準用することとなっております。会長互選を例にお諮り致します。単記無記名投票・指名推薦どちらがよろしいでしょうか。

仮 5 番大石 指名推薦がよいとおもいます。

議長 他にございませんか。

議長 只今、会長の職務を代理する者について、互選の方法は指名推薦とのご意見がありましたが、指名推薦によることにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしと認めます。会長の職務を代理する者について、互選方法は指

名推薦で行うこととします。(16時1分)

議長 それでは会長職務代理者の指名推薦をお願いします。

仮5番大石 指名推薦で仮番号8番高橋委員を推挙します。

議長 只今、仮8番高橋委員が職務代理者へ指名推薦されましたが、他に指名推薦はありませんか。

議長 他に指名推薦がないようですので、採決に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条に基づき指名されました高橋委員の退席を求めます。

《仮議席8番高橋委員退室》(16時2分)

議長 それでは会長職務代理者指名推薦による互選の指名人についてお諮り致します。指名人高橋委員を当選人とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

臨時議長 異議なしと認めます。よって高橋委員を仙北市農業委員会会長職務代理者の当選人とすることに決定します。(16時3分)

《仮議席8番高橋委員入室》(16時3分)

議長 只今、高橋委員が着席されましたので、仙北市農業委員会会長職務代理者に当選したことを告知致します。高橋委員は当選人の承諾及びご挨拶をその場でお願い致します。

仮8番高橋 只今職務代理者として当選人になりますことを承諾致します。皆様方と一緒に農地守り、仙北市農地の番人としてがんばっていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い致します。

議長 ありがとうございます。それでは日程10、本議席の決定についてをお諮り致します。仙北市農業委員会会議規則第7条により最初の会議において籤でこれを定めることとなっております。これにご異議ございま

せんか。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしと認めます。それでは仮議席の順番で抽選を行いますので、籤を引いてください。籤で出た番号を議席番号とします。全員が引き終わりましたら、席へ移動をお願い致します。なお、会長の議席につきましては17番としますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 異議なしと認めます。会長の議席につきましては、17番とします。それでは籤を順番に引いてください。

《1番から籤による議席決定》

議長 議席が決定しましたので、事務局より議席を発表願います。

浅利局長 それでは、議席を発表致します。

1番、佐藤孝典委員 2番、佐藤和委員 3番、青柳良信委員
4番、荒木田浩生委員 5番、門脇博美委員 6番、小玉 均委員
7番、佐藤一也委員 8番、齋藤瑠璃子委員 9番、千葉智永委員
10番、高橋政敏委員 11番、小田嶋比左子委員 12番 鈴木八寿男委員
13番、大石 知委員 14番、草薨良孝委員 15番、真崎純孝委員
16番、藤村紀章委員 17番、藤村隆清委員

以上が議席番号となります。

議長 今後この議席での総会などになります。

議長 これにて日程の案件が終了となりますが、事務局より連絡事項がありま

す。(16時11分)

浅利局長 《日程及び事務連絡事項》

(閉 会)

議長 以上をもちまして平成29年14回仙北市農業委員会総会を閉会いたし

ます。お疲れ様でした。(16時14分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成30年 月 日

議長 _____

署名員 仮議席1番 _____

署名員 仮議席2番 _____